

事前評価調書

I 事業概要																																							
事業名	交通安全施設等整備事業（歩道設置）																																						
地区名	一般県道 小松原小池線																																						
事業箇所	豊橋市小松原町地内																																						
事業のあらまし	<p>当該路線は豊橋市街地と市南部を結ぶ幹線道路である。当該箇所は、小沢小学校の通学路になっているが歩道がなく、沿道に店舗、民家等のない直線区間であるため車両がスピードを出しやすく、危険な状態になっている。</p> <p>このことから、歩道を設置することにより歩行者の安全な通行を確保したい。</p>																																						
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 安全な歩行空間の確保</p> <p>【副次目標】－</p>																																						
事業費	事業費		内訳																																				
	1.70 億円		□工事費 1.00 億円、□用補費 0.50 億円、□その他 0.20 億円																																				
事業期間	採択予定年度	平成27年度	着工予定年度	平成27年度	完成予定年度	平成30年度																																	
事業内容	歩道設置 L=800m																																						
II 評価																																							
①事業の必要性	1) 必要性	歩行者の安全が確保されていないことから必要性は高い。																																					
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】 小学校の通学路にも指定されているため、歩行者等の安全を確保するために歩道設置の必要がある。</p>																																				
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地・補償</td> <td></td> <td colspan="4">←→</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td colspan="3">←→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="5">1.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業費について、今後5年間分の事業費と、それ以降の残事業費を記載する。</p>							H26	H27	H28	H29	H30	工種 区分	調査・設計	←→					用地・補償		←→				工事			←→			事業費（億円）		1.7				
			H26	H27	H28	H29	H30																																
	工種 区分	調査・設計	←→																																				
用地・補償			←→																																				
工事				←→																																			
事業費（億円）		1.7																																					
2) 地元の合意形成	地元から強い要望があり、地元の合意形成が図られる環境にある。																																						
判定	A	<p>A： 事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B： 事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】 円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性が期待できる。</p>																																					
III 対応方針																																							
事業実施	<p>事業実施が妥当である。： 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。</p> <p>事業実施は妥当でない。： 上記以外のもの。</p>																																						

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後 5年目） □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

工事实施前後の歩行者等の安全性の変化